

豊橋市外に本社がある企業の皆様へ

令和5年6月台風2号・豪雨被害に対する 「企業版ふるさと納税」による寄附受付を開始しました！

愛知県豊橋市では、令和5年6月2日に発生した台風2号の影響により、観測史上最大の豪雨に見舞われ、河川の氾濫、土砂崩れ、倒木、道路の崩落、住宅の浸水被害など、これまでにない被害が発生しております。特に、農業の一大産地である豊橋市では、広範囲で農地が水没するなど農業関係施設や農作物も甚大な被害を受けました。

現在、市全体で災害対策に取り組んでいますが、1日も早い復旧とこれまで以上に災害に強いまちとして復興するため、「災害に強い、強靱なまちづくりプロジェクト」として、「企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）」を活用した寄附の受付を開始いたしました。

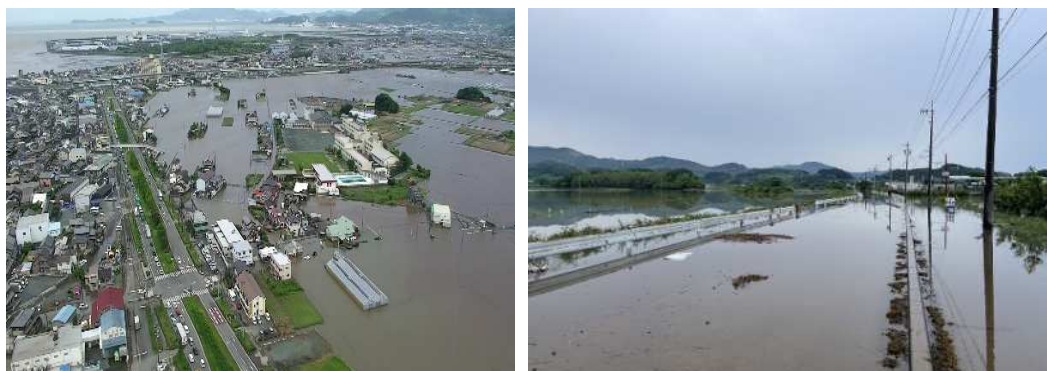
皆様からの暖かいご支援をどうぞよろしくお願いいたします。

ポイント① 豊橋市外に本社がある企業様が寄附いただけます。



ポイント② 寄附金は豪雨被害からの復旧・復興に活用します。

災害前の姿に復旧し、市民の日常生活を取り戻すとともに、今後、自然災害などが発生した場合にも影響を最小限に留め、速やかに復旧・回復できる災害に強いまちづくりに繋がります。



問合せ 企画部政策企画課 課長補佐 齋藤（電話 51-3154）

■「企業版ふるさと納税」とは？

企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。



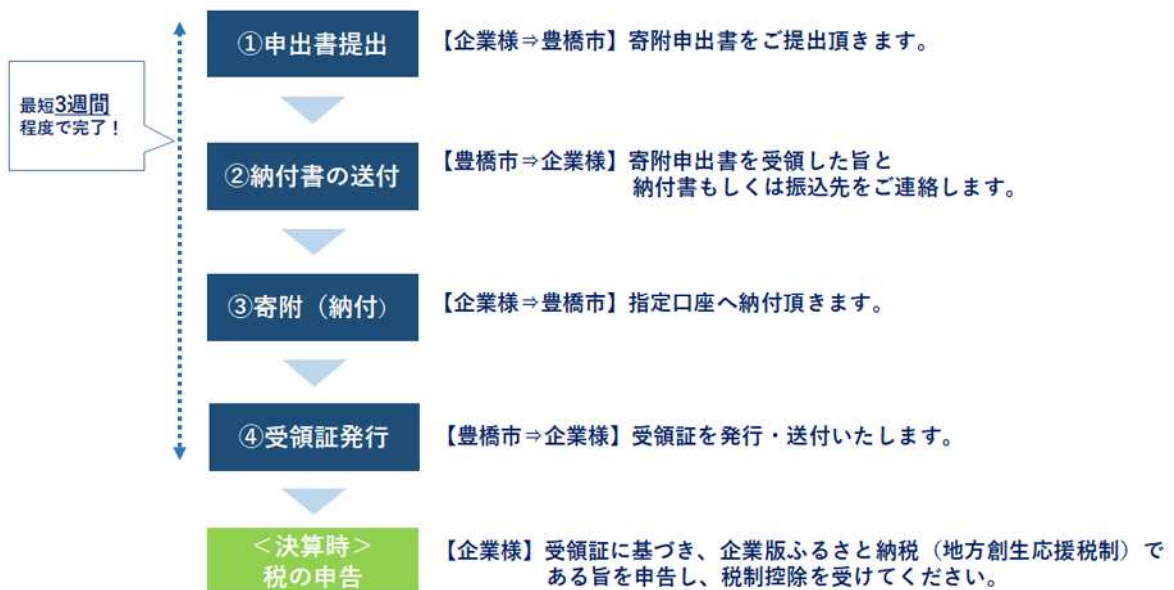
例 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
 - ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
 - ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)
- ※税額控除の手続(申告)や算出に関しては税理士や所管する税務署へご相談ください。

<制度活用に当たっての留意事項>

- 1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。
- 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受けることは禁止されています。
例：✕ 寄附の見返りとして補助金を受け取る。✕ 寄附を行うことを入札参加要件とする。
※ 地方公共団体の広報誌やホームページ等による寄附企業名の紹介や、公正なプロセスを経た上での地方公共団体との契約などは問題ありません。
- 本社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象となりません。
この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。
例：A県B市に本社が所在 ⇒ A県とB市への寄附は制度の対象外

■ 寄附の流れ



参照：豊橋市ホームページ
「企業版ふるさと納税」



参照：内閣府ホームページ
「企業版ふるさと納税
ポータルサイト」

